

市町合併へ向けて

vol.2

緑あふれる新県都づくり [秋田市・河辺町・雄和町]

このパンフレットは秋田市・河辺町・雄和町の全世帯に配布しています。

秋田市・河辺町・雄和町では、現在、市町合併に向けた協議を進めています。

昨年7月には、1市2町の首長や議会議員の代表、学識経験者など総勢29名からなる法定合併協議会を設置し、それぞれの市町で異なる行政制度の調整方針の検討を行うとともに、合併後のまちづくり計画（市町村建設計画）の策定などに取り組んでいます。この合併協議会は、概ね月1回程度開催しており、1市2町全体の発展につながる合併のあり方の検討を進めているところです。

また、各地域で合併に関する説明会を開催し、住民のみなさんの理解促進をはかっています。そして、順調に協議・準備が進めば、1市2町それぞれの議会と秋田県議会の議決などを経て、平成17年1月1日には市町合併が実現する予定になっています。

このパンフレットは、こうした合併協議の状況等を広く1市2町の住民のみなさんにお知らせするために作成したものです。

市町合併の必要性

1市2町はこう考えます

- 1 地方分権の進展**
環境変化に対応した行財政基盤の強化
- 2 生活圏の広域化**
広域的行政サービスの提供
- 3 1市2町の強い一体性**
生活実態に即した自治体形成
- 4 少子高齢化と住民ニーズ高度化**
行財政運営の効率化と行政経営能力強化

市町合併により期待される効果

- 1 地域資源の有効活用**
一体的活用による新たな発展可能性
- 2 広域的行政の推進**
住民生活に即した行政運営
- 3 自治能力の向上**
より効率的・効果的な施策展開

経費節減効果(合併後11年間の累計)

市長・町長・助役・収入役・教育長

合併前	秋田市.....5人 河辺町.....4人 雄和町.....4人 計.....13人	約10億円の 節減	合併後 5人
-----	---	--------------	-----------

雄和町は現在収入役を置いていませんが、あくまでも臨時的措置であるため、人数は4人としています。

議会議員数

合併前	秋田市.....42人 河辺町.....18人 雄和町.....18人 計.....78人	約13億円の 節減	合併後 46人
-----	--	--------------	------------

議会議員の定数の取扱い方針については、8ページに記載しています。

事務経費

人員削減効果のほかにも、管理的事務の一元化や広報等印刷物の一括作成、施設運営の一元化など、行政規模の経済効果により、多額の事務的経費の節減効果が期待できます。

農業委員・教育委員等の行政委員会委員

合併前	秋田市.....47人 河辺町.....29人 雄和町.....28人 計.....104人	約2億円の 節減	合併後 47人
-----	---	-------------	------------

一般職の職員(普通会計に属する職員)

合併前	秋田市.....2,429人 河辺町.....114人 雄和町.....102人 河辺雄和 地区消防.....45人 一部事務組合 計.....2,690人	第3次秋田市行政改革 大綱に基づく行政改 革の推進と合併に伴 う組織再編等を合わ せて、合併後11年間で、 300人以上の人員削 減をめざします。その うち、合併効果による 経費節減額は、約29 億円と試算しています。
-----	--	--

合併前の職員数は、合併をしなかった場合における平成17年4月1日現在の見込数です。

財政効果(収入の増)

市町合併に伴う
主な財政措置

合併直後の臨時的経費への
普通交付税措置
合併後5年間で.....約22億円
速やかな一体性確保等に対する
特別交付税措置
合併前後4年間で.....約10億円
国・県からの補助金等
合併後5年間で.....約11億円

あわせて
約43億円

地方債の特例(合併特例債の活用)
合併後10年間で.....約300億円
(返済額の70%を後年度に普通交付税で補てん)

緑あふれる新県都プランの概要

1市2町では、現在、合併後のまちづくりの基本方針等を定めた「(仮称)緑あふれる新県都プラン(市町村建設計画)」の策定に取り組んでいます。

計画の概要

計画の趣旨

この計画は、第5次河辺町総合発展計画と雄和町総合発展計画を継承するとともに、第10次秋田市総合計画を踏まえ、秋田市、河辺町および雄和町の合併後の新たなまちづくりの基本方針とこれに基づく施策等を定めるもので、その実現をはかることにより、1市2町全体の発展と速やかな一体性の確保、そして住民生活のさらなる向上をめざすものです。

計画の構成

この計画は、合併後の新たなまちづくりの基本方針を定め、これに基づく施策をまとめたまちづくり計画、公共的施設の統合整備および財政計画で構成しています。

計画の期間

この計画の計画期間は、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の計画期間との調整をはかるため、平成17年度(2005年度)から平成27年度(2015年度)までの11年間とし、前期6年(平成17年度～22年度)、後期5年(平成23年度～平成27年度)とします。



主要指標

面積

合併後の市の面積は、905.67km²で県の総面積の7.8%を占めています。

人口

合併後の市の人口は、平成22年をピークとして減少に転じ、計画目標年次の平成27年には、33万7千人程度になると見込まれます。

また、年齢層別人口とその構成比率は、年少人口および生産年齢人口が減少していく一方で、老年人口は増加していくことが見込まれます。

世帯数

合併後の市の世帯数は、一世帯あたり人数の減少にともなって増加することが見込まれ、計画目標年次の平成27年では、世帯数が15万6千世帯程度、一世帯あたりの人数が2.16人程度と推計されます。

まちづくりの目標

「しあわせ実感 緑の健康文化都市」

今日、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、低成長・マイナス成長の恒常化、地方分権の進展など、地方自治を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

こうした中、地方自治体は行政の守備範囲の明確化や選択主義への転換、行財政運営の効率化、さらには市民力の発揮などにより、都市経営能力のさらなる向上をはかり、時代に即応した行政のあり方を確立していく必要があります。また、斬新な発想と地域資源の有効活用により、地域の特性を活かして都市個性を発揮していくことも重要です。

このような状況下で、陸・海・空の交通要所に位置する新市は、秋田県の県都として、そして中核市として、さらに強い力で全県域をリードするとともに、北東アジアの拠点都市として、グローバルな視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえ、新市においては、商工・農林業や芸術文化、福祉、医療、教育、観光サービスなどの広範な分野で力強く地域を牽引する高次集積都市・先進都市をめざします。

さらに、恵まれた自然や風土と調和した緑豊かな住み良い都市環境のもと、すべての市民が生きがいを持ってしあわせに暮らすまちをつくります。そのため、第10次秋田市総合計画の基本理念である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を合併後のまちづくりの目標に掲げ、新市の特性を最大限に活かしつつ、市域全体の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、そして市民生活のさらなる向上をはかります。

まちづくりの方向

まちづくりの目標である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」達成のため、新市の市政の各分野におけるまちづくりの基本的な方向として、次の将来都市像を設定します。

1 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、これら都市を取り巻く環境と調和したバランス良い各種都市基盤の整備につとめるとともに、土地利用の高度化等により県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

そして、緑豊かな住み良い都市空間を創出することにより、市民が快適に暮らす、魅力あるまちをめざします。

- ① 土地利用計画と都市計画の推進
- ② 交通体系の整備
- ③ 道路網の整備
- ④ 市街地の開発整備
- ⑤ 住宅環境の整備
- ⑥ 上・下水道の整備



- ⑦ 都市緑化の推進
- ⑧ 環境の保全と新エネルギーの活用
- ⑨ 資源循環システムの充実
- ⑩ 高度情報化への対応

2 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち

安定した市民生活の基盤が確保できるよう、地域の特色を活かしつつ各種産業の均衡ある発展と雇用確保につとめるとともに、創業の促進や固有の観光資源の有効活用をはかります。

そして、活力ある地域経済を確立することにより、あらゆる世代が豊かに暮らせ、将来に夢と希望を持てるまちをめざします。

- ① 商業・サービス業の振興
- ② 貿易の振興
- ③ 工業の振興
- ④ 創業の促進と既存中小企業の支援
- ⑤ 雇用および労働福祉対策の推進
- ⑥ 観光・コンベンションの振興
- ⑦ 農林水産業の振興と市場流通システムの整備



3 安心して健康に過ごす助け合いのまち

思いやりと助け合いの心を広げ、市民生活の実情に即した社会福祉や保健衛生を充実するとともに、救急・医療体制や消防力、防災体制の強化につとめます。

そして、人にやさしい仕組みづくりにより、すべての人が安心して健康に暮らせるまちをめざします。

- ① 地域福祉の推進
- ② 高齢者保健・福祉の充実
- ③ 障害者保健・福祉の充実
- ④ 母子保健・児童福祉の充実
- ⑤ 保健体制の充実
- ⑥ 衛生体制の充実
- ⑦ 医療・救急体制の充実
- ⑧ 社会保障の充実
- ⑨ 消防力と防災体制の強化
- ⑩ 安全・安心な暮らしへの支援



4 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち

充実した学習活動や文化活動およびスポーツに親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

そして、郷土の歴史と伝統を誇りに、市民が自ら可能性を伸ばし、常に生きがいのある人生を送れるまちをめざします。

- ① 学校教育の充実
- ② 高等教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 生涯スポーツの推進
- ⑤ 市民文化の振興



5 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかるとともに、地方分権に対応した行政能力・機能の強化につとめます。

そして、市民自らが郷土の将来を考え、市民が主体となって地域づくりに参加・参画できる開かれたまちをめざします。

- ① 市民活動の促進
- ② 男女共生社会の充実
- ③ 市民との情報交流の充実
- ④ 姉妹都市等交流・平和活動の推進
- ⑤ 地方分権と地域連携の推進
- ⑥ 行政改革の推進と行政能力の強化



地域別振興計画 個性と活気あふれる地域で形づく魅力ある新市

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されることから、第10次秋田市総合計画地域振興計画における地域区分および河辺地域・雄和地域ごとに、地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、次のとおり地域振興の方針を定めます。

中央地域 ●人口 78,193人 ●世帯数 35,504世帯

大町・旭北・旭南・川元・川尻・山王・高陽・保戸野・泉(JR線西側)
千秋・中通・南通・檜山・茨島・八橋

市民のライフスタイルの大きな流れを地域の中核をなす中心市街地に引き寄せるため、その再構築を進めるとともに、周辺部では利便性の高い居住環境の整備をはかるなど、新たな秋田市の顔創出をまちづくりの基本とします。

東部地域 ●人口 66,690人 ●世帯数 28,753世帯

東通・手形・手形山・泉(JR線東側)・旭川・新藤田・濁川
添川・山内・仁別・広面・柳田・横森・桜・桜ガ丘・桜台
下北手・太平・大平台

秋田駅東口を中心とした高次都市基盤の整備等により都市機能の充実をはかる一方、生活道路や下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。

また、豊かな自然環境を保全し、これを活かした居住性の高いまちづくりを進めます。

西部地域 ●人口 36,969人 ●世帯数 13,067世帯

新屋・勝平・浜田・豊岩・下浜

生活基盤や商工業基盤の整備、企業誘致等により地域の活性化をはかるとともに、豊かな自然を活かした良好な居住環境を形成していきます。

また、都心部や隣接地域とのアクセスを整備することにより、地域全体の生活機能の向上をはかります。

南部地域 ●人口 49,737人 ●世帯数 17,416世帯

牛島・卸町・大住・仁井田・御野場・御所野・四ツ小屋
上北手・山手台

幹線道路や生活道路、下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。

また、都心部や隣接地域とのアクセス整備により、地域全体の生活機能の向上をはかります。

北部地域 ●人口 86,457人 ●世帯数 31,673世帯

寺内・外旭川・土崎・將軍野・港北・飯島・金足・下新城・上新城

地域の拠点地区である土崎地区の都市機能を高めながら、周辺地区を緑豊かな住宅地として生活基盤の整備を進めるとともに、港湾機能や中央地域との良好なアクセス等、地域の利便性を活かしたまちづくりを行います。

都市内地域分権に向けた新たな取り組み

1市2町では、合併を契機として、新市のそれぞれの地域において、その特性と住民意向を踏まえつつ一層の地域振興をはかる方策を確立していきたいと考えています。例えば、IT技術の進展等を最大限に活かしながら、各種行政事務やサービスについて、その適切な集中と支所等への機能分散をはかるなど、都市としての一体性と行政の効率性を保ちつつ、市民協働という時代の流れにも即した都市内地域分権を進めていく考えです。

河辺地域 ●人口 10,428人 ●世帯数 3,119世帯

岩見三内・和田・豊島

恵まれた自然環境や交通の利便性といった地域特性を活かした観光や産業の振興をはかります。

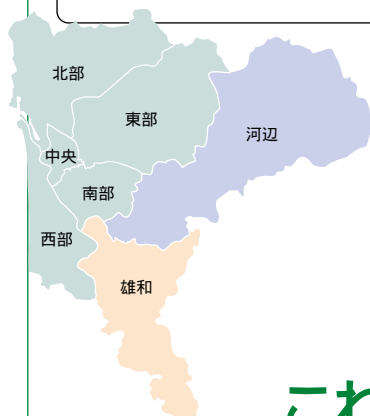
また、基幹産業である農業に関して、生産性の向上や産地間競争時代への対応などをはかるとともに、良好な居住環境の創出につとめることなどにより、豊かな自然と生活の利便性を十分に享受できる、安らぎと緑のある快適な地域づくりを進めます。

雄和地域 ●人口 7,850人 ●世帯数 2,002世帯

川添・種平・戸米川・大正寺

秋田空港などの交通結節点や国際教養大学、県立中央公園といった地域資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。

また、優良農地の保全や生産基盤の整備による都市近郊型農業振興などを積極的に進めるとともに、良好な居住環境の創出につとめることなどにより、豊かな自然や田園と共生した快適で利便性の高い地域づくりを進めます。



人口・世帯数は平成15年10月1日現在。
平成12年10月1日現在で実施された国勢調査結果を基礎に、毎月の住民基本台帳および外国人登録の異動状況をもとに推計したもの。

これまでの取り組み

秋田市・河辺町・雄和町は、合併にあたっての課題整理や法定の合併協議会設置に向けた準備を行う任意の合併協議会を平成15年2月に設置し、6月まで3回にわたって協議を行いました。

その結果、地方自治法などに基づく法定の合併協議会の設置について合意し、7月7日に秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を設置しました。この協議会では、1市2町でそれぞれ異なる各種行政制度や事務事業の調整方針などについて協議を行っています。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 平成14年12月26日 | 河辺町、雄和町から秋田市へ合併協議の申し入れ |
| 平成15年 2月13日 | 任意合併協議会設置 |
| 平成15年 6月 4日 | 第3回任意合併協議会で法定合併協議会の設置について合意 |
| 平成15年 7月 5日 | 市町合併シンポジウム開催 |
| 平成15年 7月 7日 | 法定合併協議会(秋田市・河辺町・雄和町合併協議会)設置 |
| 平成15年 7月10日 | 第1回法定合併協議会開催 |
| 平成15年 8月 8日 | 第2回法定合併協議会開催 |
| 平成15年 9月29日 | 第3回法定合併協議会開催 |
| 平成15年11月 5日 | 第4回法定合併協議会開催 |
| 平成15年11月26日 | 第5回法定合併協議会開催 |
| 平成15年12月24日 | 第6回法定合併協議会開催 |

住民負担の現況と調整方針

市町民税や国民健康保険税など住民負担の水準については、各市町で違いがあるため、合併後の適切な負担水準を決定するための協議を進めています。合併後は、河辺・雄和両町の住民負担を秋田市に合わせることを基本としていますが、両町住民の負担が急激に増えることのないよう必要に応じて段階的な対応を予定しています。



合併協議会で調整方針が決定した事項（平成15年12月24日に開催した第6回合併協議会までに決定した項目）

項 目		現 況			合併後の調整方針
		秋田市	河辺町	雄和町	
個人市町民税	均等割	2,500円	2,000円	2,000円	平成17年度から秋田市の税率に統一します。 (税制改正により、均等割については、平成16年度から全国一律3,000円になる予定です。)
	所得割	1市2町とも同じ 3～10%			
法人市町民税	均等割	課税額の範囲(資本などの金額により異なります)			平成19年度まで現行税率のままの不均一課税を実施します。なお、秋田市に事務所などがあり、かつ河辺町または雄和町に事務所などがある法人については、合併時に秋田市の制度に統一します。
		6～360万円	5～300万円	5～300万円	
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%	
固定資産税		1.6%	1.4%	1.4%	平成20年度まで不均一課税を実施します。河辺町・雄和町の税率は平成17年度まで現行の1.4%、平成18年度～20年度は1.5%、平成21年度から1.6%とします。
入湯税		1市2町とも同じ 1人1日150円(秋田市のみ日帰り75円)			合併時に秋田市の制度に統一します。
事業所税		課税あり	課税なし	課税なし	平成19年度まで河辺町・雄和町で課税免除を実施します。
		資産割:600円/㎡ 従業者割:従業者給与総額の0.25%			
国民健康保険税 (医療分)	所得割(応能割)	8.8%	10.0%	8.3%	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。
	資産割(応能割)	適用なし	10.0%	30.0%	
	均等割(応益割)	21,430円	21,000円	23,000円	
	平等割(応益割)	32,810円	30,000円	33,000円	
国民健康保険税 (介護分)	所得割(応能割)	1.27%	1.6%	1.2%	
	資産割(応能割)	適用なし	5.0%	5.0%	
	均等割(応益割)	5,470円	7,000円	7,500円	
	平等割(応益割)	4,560円	4,500円	4,200円	
3歳未満の児童1人 あたり保育料月額	(前年の所得税課税額 が年額6万円の世帯)	27,750円	10,000円	17,800円	同一階層における秋田市の保育料と河辺町・雄和町それぞれの町の保育料との差額について、平成17年度から毎年25%ずつ、各町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します。
各種証明書等 交付手数料	戸籍謄本抄本	450円	450円	450円	合併時に秋田市の料金に統一します。
	住民票の写し	300円	200円	200円	
	印鑑登録証明書	300円	200円	200円	
	所得証明書	300円	200円	200円	

個人市町村民税均等割の税率は、地方税法により人口規模別に定められています。

今後協議を予定している事項（今後協議を予定している、住民負担に関する主な項目の現況と合併後の調整方針案）

介護保険料や上・下水道料金についても以下のとおり、料金体系を統一することで検討を進めています。具体的には第7回以降の合併協議会で決定する予定です。

項 目		現 況			合併後の調整方針(予定)
		秋田市	河辺町	雄和町	
第1号被保険者の 介護保険料基準月額		3,824円	4,000円	3,400円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度までは不均一賦課とし、両町の条例のとおりとします。
1世帯あたり 水道料金月額 (消費税含む)	(使用量20立米、 口径13mm)	2,730円	3,060円	4,620円	合併後に新市の水道料金を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一料金とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30立米、 口径13mm)	4,725円	4,590円	6,930円	
1世帯あたり 下水道使用料月額 (消費税含む)	(使用量20立米)	2,971円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一料金とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30立米)	4,872円	3,580円	3,780円	
1世帯あたり農業 集落排水使用料月額 (消費税含む)	(4人家族又は 使用量20立米)	3,931円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(4人家族又は 使用量30立米)	3,931円	3,580円	3,780円	

(なお、合併協議会等における協議の状況により、合併後の調整方針案が変更となる場合があります。)

合併協議会における 主な決定事項

第1回(平成15年7月10日)～第6回(12月24日)

合併の方式

- ・河辺町および雄和町を廃止し、その区域を秋田市へ編入します。

新市の名称

- ・合併後の市の名称は、「秋田市」とします。

新市の事務所

- ・合併後の市の事務所の位置は、「秋田市山王一丁目1番1号」(現在の秋田市役所の位置)とします。

合併の期日

- ・平成17年1月11日とします。

合併協定項目調整の基本方針

- ・原則として、秋田市の制度に統一します。
- ・制度の統一は、合併年度又は合併翌年度までに行うことを原則とします。
- ・制度の統一にあたっては、住民生活に急激な変化をきたすことのないように配慮します。
- ・河辺町又は雄和町独自の制度については、従来からの経緯や実情に配慮して調整します。
- ・これまでの河辺町および雄和町における住民との公約ならびに国および県その他の行政関係機関との協定事項については、原則として引き継ぐものとします。
- ・単に事務・事業をすり合わせるだけでなく、この機会に、費用対効果や効率性、受益と負担の適正化といった観点から見直しにつとめるものとします。

組織および機構

- ・現在の河辺町役場および雄和町役場は、出先機関とします。
- ・出先機関の組織は、合併時の特殊事情を踏まえて、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しをはかっていきます。
また、住民生活に直接影響をあたえない管理部門は早期に統合します。
- ・審議会など附属機関は、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、必要な措置を行います。
出先機関としての機能については、現在詳細を検討中です。

地方税の取扱い

- ・地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一します。
ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、5ページの表のとおり取り扱うものとします。

慣行の取扱い



秋田市の市章

- ・慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。
ただし、両町の木、花と河辺町の鳥は、それぞれの地域において継承していくものとします。



秋田市の木「けやき」



秋田市の花「さつき」



河辺町の花「ミズナラ」



河辺町の花「ワサビ」



河辺町の鳥「キセキレイ」



雄和町の花「柿」



雄和町の花「つつじ」

表彰者関係...

秋田市の制度に統一し、両町の功労者は、秋田市の功労者として待遇します。また、名誉町民は、秋田市に引き継いで顕彰します。

条例、規則等の取扱い

- ・秋田市の条例、規則等を適用します。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて必要に応じて改正などを行うものとします。

電算システム事業の取扱い

- ・電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合をはかります。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に稼働できるよう調整するものとします。

一般職の職員の取扱い

- ・河辺町および雄和町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとします。
- ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、詳しくは1市2町の長が別に協議して定めます。

都市計画の取扱い

- ・都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討します。

町(字)の区域および名称の取扱い

- ・秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとします。
- ・河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、秋田市河辺、秋田市雄和のあとに現行の町(字)の名称を続けて表示します。

例	河辺町の 場合	河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎38番地2 ↓ 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
	雄和町の 場合	河辺郡雄和町妙法字上大部48番地1 ↓ 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

財産の取扱い

- ・合併時の河辺町・雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとします。
- ただし、財産区については、別途協議し取扱い方針を決定します。



河辺町役場



雄和町役場

* 財産区...市町村の一部の地区で独自に持っている土地や施設などを管理している団体。河辺町に岩見三内財産区、和田財産区、雄和町に大正寺財産区があります。

姉妹都市等交流事業の取扱い

- ・姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町の姉妹都市である米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続します。



広報、広聴事業の取扱い

- ・広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



広報あきた



広報かわべ



広報雄和

男女共生事業の取扱い

- ・男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

交通安全事業の取扱い



- ・交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

国民健康保険事業の取扱い

- ・国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとします。
- ・国民健康保険税の賦課については、16年度分までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。(5ページ参照)
- ・葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。

農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

- ・河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合します。ただし、選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとします。
- ・合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとします。
- ・農業委員会等に関する法律の規定に基づき、合併後の選挙による委員の定数は20人とし、合併前の秋田市の区域に3選挙区12人、河辺町の区域に1選挙区4人、雄和町の区域に2選挙区4人としします。

住民サービス窓口業務の取扱い

- ・住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、夜間、休日等における戸籍届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続します。
- また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成17年度末で廃止します。

住民自治関係事業の取扱い

- ・住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一します。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとします。

一部事務組合等の取扱い

- ・河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぐものとします。
- ・一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとします。
- ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとします。

議会議員の任期および定数の取扱い

- ・河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職します。
 - ・合併後に、地方自治法の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例を改正し、議会議員の定数を46人とします。
- その際、公職選挙法施行令の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域の選挙区42人、合併前の河辺町の区域の選挙区2人、合併前の雄和町の区域の選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域の選挙区で増員選挙を行います。
- ・増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法の規定により合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとします。

使用料、手数料等の取扱い

- ・使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとします。ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとします。

防災等関係事業の取扱い

- ・防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



バケツリレー

消防事業の取扱い

- ・消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合するものとします。



消防団

これからの合併協議会の予定

合併協議会	予定日	協議項目(予定)
第7回	平成16年1月22日	補助金等、障害者福祉・老人福祉医療事業、児童福祉等事業、高齢者福祉事業、生活保護関連事業、介護保険事業、その他の福祉事業
第8回	平成16年2月23日	保健・衛生事業、環境保全事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、農林水産関係事業、商工観光関係事業
第9回	平成16年4月	上水道事業、下水道事業、建設関係事業、都市整備・交通関係事業
第10回	平成16年4月	公共的団体等、学校教育事業、社会教育事業、文化・体育振興事業、その他事業
第11回	平成16年5月	新市の市町村建設計画、合併協定項目全般の最終調整
第12回	平成16年6月	調印式の概要説明と今後の予定
第13回	平成16年7月	調印式

協議項目によっては、複数回にわたって協議されるものがあります。

平成17年
1月11日
合併施行

お問い合わせ 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

TEL 866-2796 FAX 866-2795

<http://www.aky-gappei.jp/>

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号